

**身に覚えのない商品が届いたら・・・**  
 「注文した覚えのない商品が送られてきた」という相談が多く寄せられています。

**相談①** 家族宛てに代引きで靴が届いた。代金を払って受け取ったが、誰も頼んでいなかった。発送元の連絡先が分からない。

注文していないのに、一方的に商品を送り付け、代金を請求する「送り付け商法」です。特定商取引法が改正され、契約していないのに送り付けられた商品は、直ちに処分できるようにしました。商品を開封や処分しても、代金を支払う必要はありません。誤って支払ってしまった場合、代金の返還請求ができませんが、相手に連絡が取れないときは、取り戻すのは困難です。

**相談②** 昨日、高齢の母宛てに健康食品が届いた。母は頼んでいないと言った。

業者に確認すると、母親が業者からの電話で勧誘を受け、契約していたことが分かりました。電話勧誘で契約した場合、契約書面を受け取った日を含め8日以内であればクーリングオフができます。事例の場合もクーリングオフをして、商品を返品しました。

**相談③** 知らない業者からシューズが届いたが、注文した覚えはない。請求書は入っていないかった。

業者に確認すると、親族からのギフトだと分かりました。ネットで注文する際に、依頼主名を記載する設定にしていなかった場合や、業者が送り状に依頼主名を記載しない場合など、依頼主が分からず、送り付けと間違えケースが多いようです。

**相談④** 自分宛てにサプリメントが届いた。以前注文したことはあるが、最近は全く利用していない。

業者は相談者から注文を受けたと言っていますが、注文の経緯を調べてもらうと、他の人の注文品を間違えて相談者に送った「誤配」だったことが分かり、着払いで返送しました。

身に覚えのない商品が届いても、送り付けではないこともあります。契約していた場合は、商品を受け取り拒否しても解約にはなりません。不安なときは当センターに相談してください。

消費生活センター(ステーションNビル3階) ☎7533・5555



**Q** 口に関してもよい姿勢があると聞いたことがあります。何のことでしょうか？

**A** 口に関しては健康を維持するための3つのポスチャー(姿勢)があります。

①舌は上顎の歯茎(口の中の天井)をタッチしている  
 ②唇は閉じておく  
 ③上下の歯はわずかに離れている

加齢によって筋力が衰えると、①②が困難になります。今はマスク生活が続いていますが、マスクの息苦しさのせいで②が守られていないことが増えているのではないかと思います(同時に①も崩れやすくなります)。普段食いしばって顎に力が入っている人は③が守れていません。この3つが守られていないと、誤嚥、歯垢や歯石の沈着、顎関節症といったトラブルにつながりやすくなります。リセットのやり方を説明します。一度軽く口を開けて、ゆっくり①↓②をやれば、自動的に③の状態になっているかと思えます。あとはバランスを保って維持すればいいのですが、意外と難しいかもしれません。時々お口に意識をもっていて、3つのポスチャーが守られているかをチェックしてみてください。

池田市歯科医師会